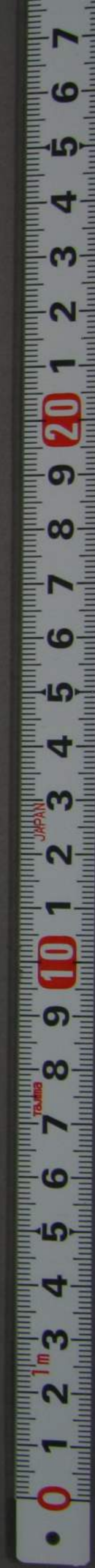
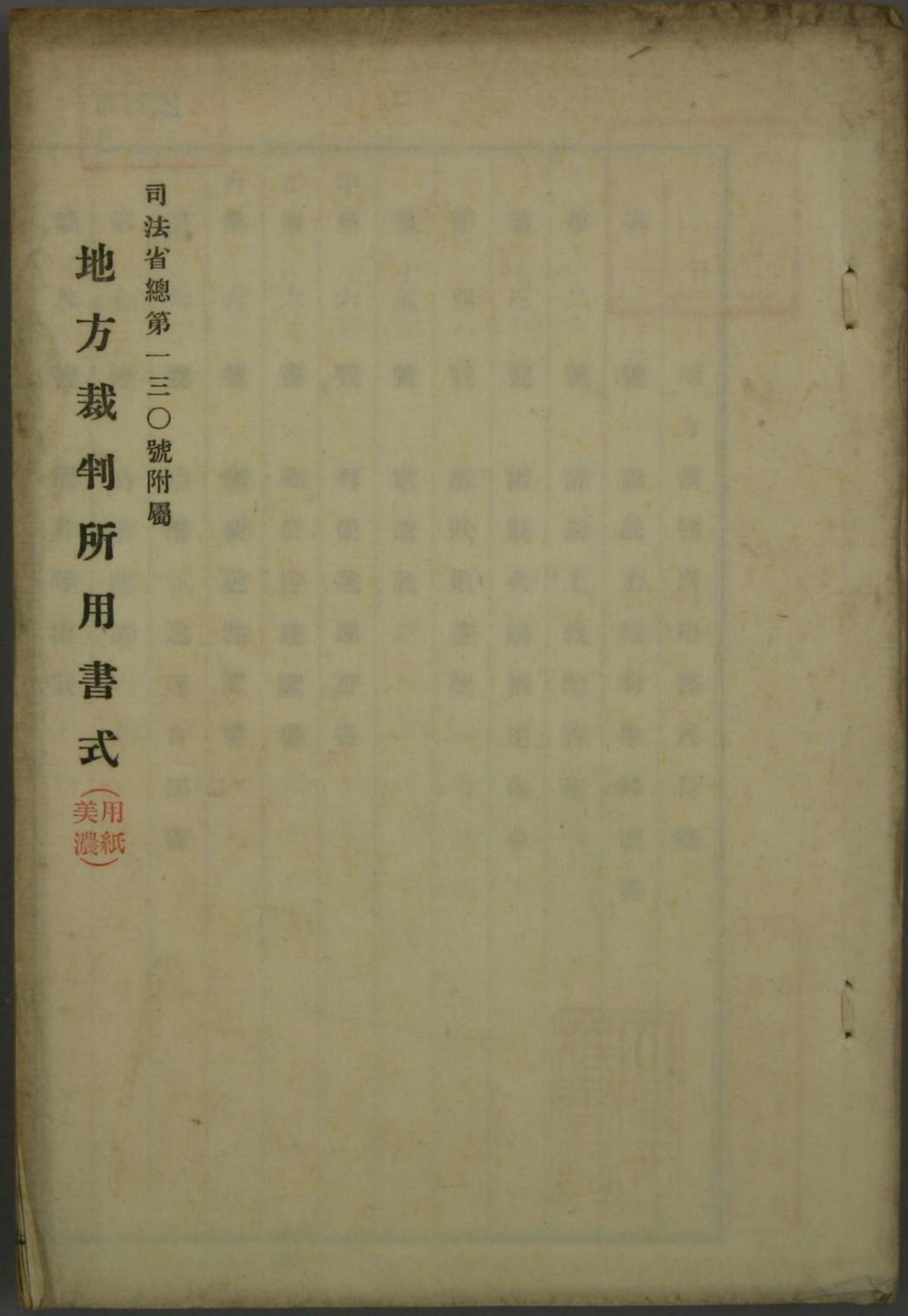


地方裁判所用書式

美用濃紙

司法省總第一三〇號附屬



114
A2570
2

第八號	第七號	第六號	丙第十六號	乙第十六號	甲第十六號	第十五號	第十四號	第十三號	第十二號	第十一號	第十號	第九號	第八號	第七號	第六號	第五號	第四號	第三號	第二號	第一號	地方裁判所用書式目錄	
期日呼出狀	公示送達	添附送達告知書	郵便送達證書	郵便送達證書	郵便送達證書	送達狀	訴狀送達狀	訴狀欠缺補正命令	訴訟上救助許可	訴訟上救助申請調書	訴訟上救助申請調書	訴訟上救助申請調書	訴訟上救助申請調書	訴訟上救助申請調書	訴訟上救助申請調書	訴訟上救助申請調書	訴訟上救助申請調書	訴訟上救助申請調書	訴訟上救助申請調書	訴訟上救助申請調書	訴訟上救助申請調書	地方裁判所用書式目錄



大正十一年四月
隈侯爵郵寄贈

第九號	期日表
第十號	口頭辯論調書
第十一號	判決原本
第十二號	判決正本
第十三號	請求認諾調書
第十四號	判決原本
第十五號	判決正本
甲第十六號	訴訟提起後和解調書
乙第十六號	訴訟提起後和解調書
第十七號	欠席口頭辯論調書 <small>(原告欠席)</small>
甲第十八號	欠席判決原本
乙第十八號	欠席判決原本

第十九號	欠席口頭辯論調書 <small>(被告欠席)</small>
甲第二十號	欠席判決原本
乙第二十號	欠席判決原本
第二十一號	證據調期日通知書
第二十二號	證人呼出狀
第二十二號	添附證言ス可キ事實
第二十三號	鑑定人呼出狀
第二十三號	添附鑑定ス可キ事項
甲第二十四號	證人訊問調書
乙第二十四號	證人訊問調書
第二十四號	添附宣誓書
第二十五號	鑑定人訊問調書

第二十五號	添附	宣誓書
第二十六號	口頭辯論	續行期日通知書
第二十七號	準備手續	呼出狀
第二十八號	訴訟費用	確定口頭申請調書
第二十九號	訴訟費用	計算調書
第三十號	訴訟費用	確定決定
以下控訴用		
第三十一號	訴訟記錄	送付請求書
第三十二號	口頭辯論	調書
第三十三號	判決	原本
第三十四號	判決	正本
第三十五號	欠席口頭辯論	調書

甲第三十六號	欠席判決	原本
乙第三十六號	欠席判決	原本
第三十七號	訴訟費用	確定口頭申請調書
第三十八號	訴訟費用	計算調書
第三十九號	訴訟費用	確定決定
第四十號	訴訟記錄	返還書
第四十一號	訴訟記錄	送付書

地方裁判所
部

號年

書式第一號 (民訴九一、九三)

訴訟上救助口頭申請調書

縣府 郡市 町村 番職

申請人 某

私儀 縣府 郡市 町村 番

某ニ對シ訴訟提起仕度候處貧窮ニシテ
訴訟費用ヲ辨シ難ク候ニ付第一審并ニ強制執
行共ニ訴訟上ノ救助御許可相成度別紙何

町市 長證明書相添謹而願上候也

訴訟關係

何年何月何日某區裁判所ノ失踪宣言ニ依リ被
告ハ申請人ノ財産ヲ占有セリ申請人ハ現出後
直ニ其返還ヲ請求スルモ被告ハ保全費用金何

圓ノ辨濟ヲ受ルニ非レハ其請求ニ應スルコト
ヲ得スト主張セリ

證據方法

一 財産目錄及計算書

右調書ハ申請人承諾ノ上記名調印セリ

某 印

地方裁判所

明治 年 月 日

書記 某 印

地方裁判所
部

年 號

書式第 二 號

（民訴九四、九七、一〇二）

訴訟上救助許可

縣府 郡市 町村 番職
原告 某

縣府 郡市 町村 番職
被告 某

右當事者間ノ**財産返還請求**事件ニ付當地方裁
判所ハ原告ニ左ノ訴訟上ノ救助ヲ附與ス

一 裁判費用（國庫ノ立替金ヲ包含ス）濟清
ノ假免除

一 訴訟費用保證ヲ立ツルコトノ免除

一 送達及執行行為ヲ爲サシムル爲メ一

時無報酬ニテ執達吏ノ附添

一時無報酬ニテ辯護士ノ附添

地方裁判所

裁判長 判事 某

印

判事 某

印

判事 某

印

明治 年 月 日

地方裁判所 部

號 年

書式第 三 號 (民訴一九二)

訴狀欠缺補正命令

縣 府 郡 市 村 町 番 職

原告 某

右原告ノ差出シタル訴狀ハ

ノ點不充分ナルニ付キ明治 年 月

日迄ニ補正ノ上更ニ當地方裁判所ニ差出

ス可シ

地方裁判所

明治 年 月 日

地方 裁判所

書記 某 印

職年號

送達手數料

一金

合計金

訴狀送達狀

原告

間ノ

被告

事件ノ別

册訴狀送達候條明治

月口頭辯論ノ爲メ明治

且口頭辯論ノ爲メ明治

判所へ出頭可致候也

明治
年
月
日

縣府

地方
裁判所

地方
裁判所

殿

地方裁判所
部

號年

書式第四號

(民訴 四四、四八、五一、五六一、九九)

受取人ノ署名捺印若シ能ハサルトキ拒ミタルトキ又ハ受取ラサルトキハ其事由

送達ノ年月日時

送達ノ場所

親族雇人營業使用人筆生代理人會社ノ首長等ニ送達シタルトキ又ハ市町村長ニ預置キタルトキ等ノ事由

右之通取扱候也

區裁判所執達吏

明治 年 月 日 何 某 印

表面ノ通

職年號

送達手數料
一金
一金
合計金

送達狀

地方裁判所
部

號年

書式第五號

(民訴 四四五、四四八、一三六、
四七、四九、五一)

一通書

某區裁判所執達吏ヲ以テ送達セシメ候也

明治
地
地方
年月日
裁判所
書記
某

縣府

殿

印

契

明治
年
月
日
某

區裁判所執達吏

印

右之通取扱候也

受取人ノ署名捺印若シ能ハサルトキ拒ミタルトキ又ハ受取ラサルトキハ其事由	送達ノ年月日時	送達ノ場所	親族雇人營業使用人筆生代理人會社ノ首長等ニ送達シタルトキ又ハ市町村長ニ預置キタルトキ等ノ事由
-------------------------------------	---------	-------	--

郵便送達證書

四	三	二	一	一 封書 地方裁判所書記課發 縣府 郡 市 町 村 番 宛	受取本人 某 印	本人不在ニ付筆生某 ニ渡シタリ	本人不在ニ付其妻某 ニ渡シタリ	本人不在ニ付成長シタル其女男 ニ渡シタリ	送達ノ年月日時 送達ノ場所	七 付何 置キ住務所居ノ戸ニ告知書ヲ貼付シ且其旨ヲ隣家ノ者二名ニ通知シタリ	六 本人理由ナク受取ヲ拒ミタルニ付其場ニ差置キタリ	五 本人不在ニ付成長シタル其雇人 某 ニ渡シタリ	右之通取扱候也	明治年月日 郵便局 配達人 某 印

地方裁判所 部

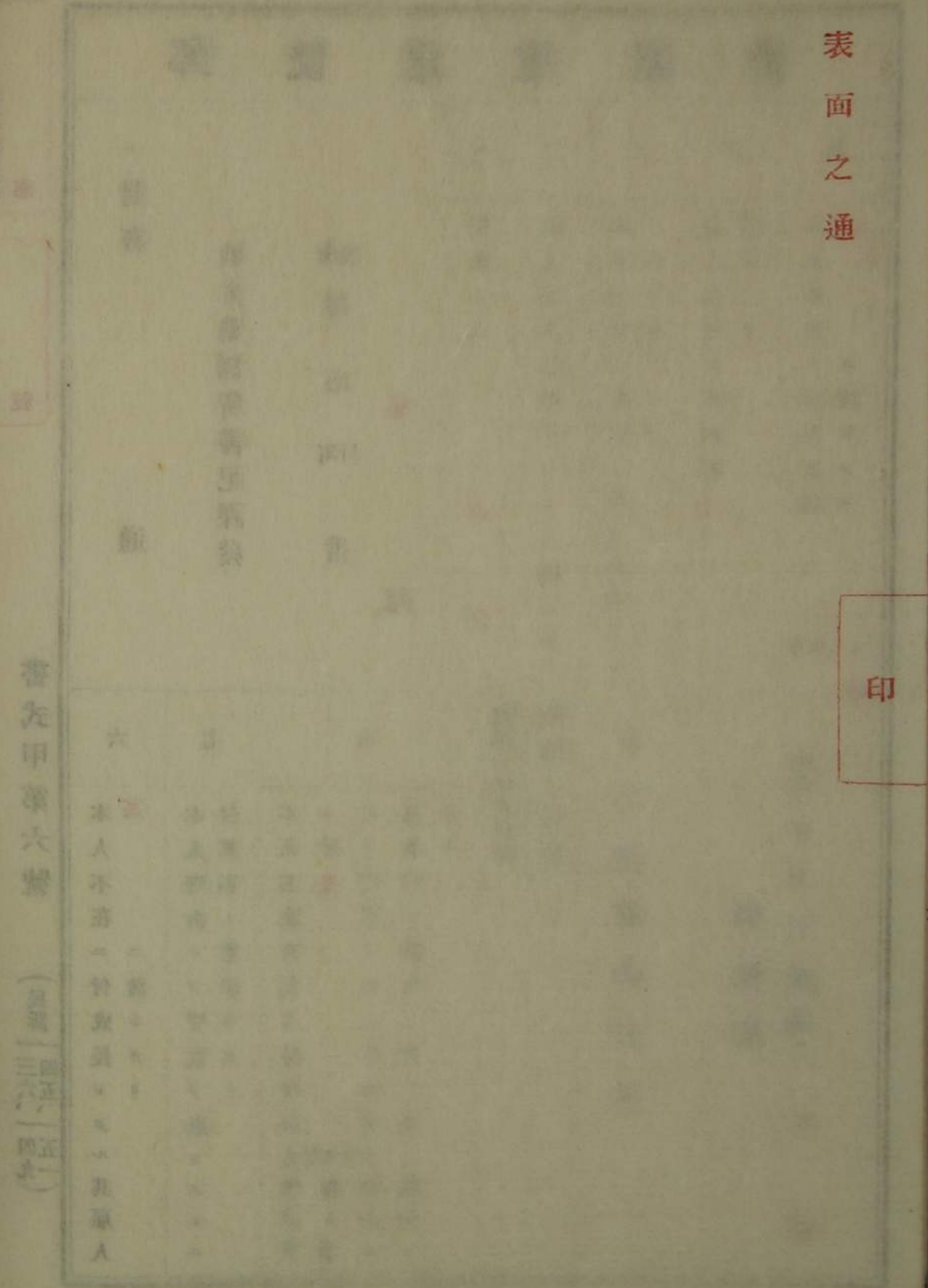
號年

書式乙第六號

(民訴 三三六、四四八、四五六、五四九)

表面之通

印



表面ノ通

印

地方裁判所
部

號年

書式丙第六號

(民訴一三六、四四八、
四七五、五四九)

郵便送達證書

一封書通		地方裁判所書記課發		縣府 郡市 村町 番 宛		一	受取本人 某 印	二	本人封書ヲ受取り署名捺印スル コトヲ拒ミタリ	三	本人不在ニ付役員 某 渡シタリ	四	本人不在ニ付其妻 某 ニ渡シタリ	五	本人不在ニ付成長シタル其男女 某 契 ニ渡シタリ
六		七		八		送達ノ年月日時		送達ノ場所		右之通取扱候也					
本人不在ニ付成長シタル其雇人 ニ渡シタリ		本人理由ナク受取ヲ拒ミタルニ 付其場ニ差置キタリ		本人其家族雇人等受取人無之候 ニ付何 置キ住居ノ戸ニ告知書ヲ貼付シ 且其旨ヲ隣家ノ者二名ニ通知シ タリ						明治年月日 郵便局 配達人 某 印					

表面之通

印

書式第六號添附 (民訴一四五、一四八)

送達告知書

一封書

通

右

地方裁判所書記課ヨリ

某

宛ノ封書

何

村町市

長ニ預置候間速

ニ受取可申候也

郵便局

明治年月日

配達人

某

印

地方裁判所
部

號年

公 示 送 達

書式第七號

(民訴一五七)

縣府 郡市 町村 番職

原告 某

縣府 郡市 町村 番職

被告 某

右當事者間ノ 事件ニ付當地方裁判所

ハ原告ノ申立ニ依リ別紙 ヲ公示

ス

地方裁判所

明治

年 月 日

書記 某

印

職年號

送達手數料

一金

合計金

日期呼出狀

原告

被告

間ノ

事件ニ

付キ口頭辯論ノ爲メ

明治 年 月 日 午後 時

當地方裁判所へ出頭可致候也

明治

地方法裁判所
年月日

書記 某

印

縣府

殿

書式第八號

(民訴一四五一四六、一四七、一四八、
四九、一五一、一六一)

受取人ノ署名捺印若シ能ハサルトキ拒ミタルトキ又ハ受取ラサルトキハ其事由

送達ノ年月日時

送達ノ場所

親族雇人營業使用人筆生代理人會社ノ首長等ニ送達シタルトキ又ハ市町村長ニ預置キタルトキ等ノ事由

右之通取扱候也

區裁判所執達吏

明治 年 月 日 某

印

契

地方裁判所
部

號年

年 月 日 期 日 表									
							二	一	番期
									號日
							午	午	午後前
							時	時	時
									番記
									號錄
									當事者ノ表示
									原告 被告 乙 甲
									辯護士訴訟代理人等ノ表示
									原告辯護士 被告辯護士 丁 丙

書式第九號 (民訴一五九)

表面ノ通

印

書式第九號 (民訴一五九)

地方裁判所
部

號年

書式第十號

(民訴三〇、一三二)

口頭辯論調書

縣府	郡市	村町	番職
原告			某
縣府	郡市	村町	番職
被告			某
縣府	郡市	村町	番職
被告			某
縣府	郡市	村町	番職
被告			某
右當事者間ノ明治	事件ニ付キ明治	年(八)第	號
日午	時	地方裁判所	部
後前			

ニ於テ原告

被告

出

頭

裁判長判事

某

判事

某

判事

某

書記

某

立會檢事

通事

列席

禁公 公開 開口頭辯論ニ依リ左ノ通明確ニス

右調書ハ法廷ニ於テ關係人ニ閱覽開セカシメセシ處

ハ之ヲ承諾セリ

明治年月日

裁判長判事

某

印

書記

某

印

同上

明治 年月日
正時告
一本一
通附與
書記

明治 年月日
判決言渡
明治 年月日
判決原本
領取
書記

地方裁判所
部

號年

判決原本

書式第十一號 (民訴二二六、二二七)

如シ	所ハ檢事	右當事者間ノ	縣府	郡市	原告	縣府	郡市	被告	縣府	郡市	事件ニ付キ當地方裁判	立會判決スルコト左ノ
			村町	某	村町	某	村町	某	村町	某		
			番身分	職	番身分	職	番身分	職	番身分	職		
			右辯護士 訴訟代理人		右辯護士 訴訟代理人							

更ニ執行正告
本通ヲ
附與スル
コトヲ命
ス
明治
年月日
裁判長

ハ原告ノ相續人タルコト明白ナルヲ以テ被告ニ對シ強制執行ノ爲メ原告ノ相續人ニ執行正本ヲ附與スルコトヲ命ス
明治
年月日
裁判長

(判決主文)

事實及ヒ争點ノ揭示

理由

ハ明治
年月日
公正證書
ヲ以テ原告ノ(護受人)タルコトヲ證明セシニ依リ被告ニ對シ強制執行ノ爲メ原告ノ(護受人)ニ執行正本ヲ附與スルコトヲ命ス
明治
年月日
裁判長

原告ハ判決ノ執

地方裁判所 部

裁判長 某

判事 某

判事 某

印 印 印

明治
年
月
日

行ニ繫ル
修繕費用
ヲ支拂タ
ルニ依リ
原告ニ執
行正本ヲ
附與スル
コトヲ命
ス
明治
年月日
裁判長

地方裁判所
部

號年

判決正本

書式第十二號 (民訴二三九)

如シ	所ハ檢事	右當事者間ノ	立會判決スルコト左ノ
		縣府	縣府
		郡市	郡市
		村町	村町
		番身分	番身分
		職	職
		原告	被告
		縣府	縣府
		郡市	郡市
		村町	村町
		番身分	番身分
		職	職
		右辯護士 訴訟代理人	右辯護士 訴訟代理人
		某	某
		事件ニ付キ當地方裁判	事件ニ付キ當地方裁判

(判決主文)

事實

理由

地方裁判所

部

裁判長判事 某

明治 年月日 判事 某

判事 某

原本ニ依リ此正本ヲ作ルモノナリ

地方裁判所

明治 年月日 書記 某 印

地方裁判所

Table with 12 columns and 10 rows. The table is mostly blank with some faint, illegible markings and a red stamp in the lower-left quadrant.

執行力アル正本ヲ附與スルトキハ場合ニ
從ヒ以下ノ式文ヲ附記ス(民訴五二六五二七五二八)

前記ノ正本ハ原告被告ニ對シ強制執

行ノ爲メ被告ニ之ヲ附與ス

前記ノ第二正本ハ裁判長ノ命ニ依リ原告被告

ニ對シ強制執行ノ爲メ被告

ニ之ヲ附與ス

某

ハ原告ノ(相續人ナルコト)明白ナル
ヲ以テ裁判長ノ命ニ依リ被告ニ對シ強制執行

ノ爲メ原告ノ(相續人)ニ前記ノ正本ヲ附與ス

某 八明治 年 月 日ノ

(公正證書)ヲ以テ原告ノ(讓受人)ナ

ルコトヲ證明セシニ付キ裁判長ノ命ニ依リ被

告ニ對シ強制執行ノ爲メ原

告ノ(讓受人)ニ前記ノ正本ヲ附與ス

原告 八明治 年 月

日ノ(公正證書)ヲ以テ被告ニ對シ

(修繕費用ヲ辨濟セシ)コトヲ證明セシニ付キ裁

判長ノ命ニ依リ被告ニ對シ強制執行ノ爲メ原

告ニ前記ノ正本ヲ附與ス

地方裁判所

明治 年 月 日 書記 某 印

地方裁判所

(各執行文ノ末尾ニ附記ス)

地方裁判所
部

號年

請求認諾調書

書式第十三號

(民訴一三九、一三〇、一三一)

縣府	郡市	町村	番	職	某	原告
縣府	郡市	町村	番	職	某	被告
縣府	郡市	町村	番	職	某	被告
縣府	郡市	町村	番	職	某	被告

右當事者間ノ
事件ニ付キ明治
地方裁判所
被告

年 月 日

ニ於テ原告

出 部

頭

裁判長判事

某

判事

某

判事

某

書記

某

立會檢事

通事

列席

公 開 禁 止 公 開 口 頭 辯 論 ニ 於 テ 原 告 ハ 左 ノ 申 立 ヲ 爲 シ
タリ

被告ハ原告ノ申立

第九十三號

（五）
二十五

ヲ認諾セリ

原告ハ被告ノ認諾ニ因リ判決ノ言渡アラシク

トヲ申立テタリ

右調書ハ當事者ニ讀聞カセシメシ處當事者ハ之

ヲ承諾セリ

當地方裁判所ハ原告ノ申立ニ因リ被告ノ認諾

ニ基キ判決ノ言渡ヲ爲シタリ

明治年月日

裁判長判事

某

印

書記

某

印

書式第十四
ス一號ニ準

同上

同上

地方裁判所
部

年 號

判決原本

書式第十四號 (民訴二二九、三三六、
三三七、五〇一)

因り當地方裁判所ハ民事訴訟法第二百二十九	右當事者間ノ	請求ヲ認諾シタルヲ以テ原告ノ申立ニ	事件ニ付被告ハ原告
郡市町	郡市町	郡市町	郡市町
縣府	縣府	縣府	縣府
原告	被告	被告	被告
某	某	某	某
職	職	職	職
右辯護士	右辯護士	右辯護士	右辯護士
訴訟代理人	訴訟代理人	訴訟代理人	訴訟代理人
某	某	某	某
職	職	職	職

書式第十
一號ニ準
ス

同上

同上

同上

條及ヒ第五百一條第一號ニ依リ判決スルヲ左
ノ如シ

此判決ハ假リニ執行スルコトヲ得

地方裁判所

部

裁判長判事 某

印

明治 年 月 日

判事 某

印

判事 某

印

地方裁判所
部

號年

判決正本

書式第十五號 (民訴二二九、三三九)
五〇一

縣府 郡市 村町 番身分 職

原告

某

縣府 郡市 村町 番身分 職

右 辯護士 訴訟代理人 某

縣府 郡市 村町 番身分 職

被告

某

縣府 郡市 村町 番身分 職

右 辯護士 訴訟代理人 某

右當事者間ノ 事件ニ付キ被告ハ原告

請求ヲ認諾シタルヲ以テ原

告ノ申立ニ因リ當地方裁判所ハ民事訴訟法第

二百二十九條及ヒ第五百一條第一號ニ依リ判
決スルコト左ノ如シ

此判決ハ假リニ執行スルコトヲ得

地方裁判所

部

裁判長 某

明治 年 月 日

判事 某

判事 某

原本ニ依リ此正本ヲ作ルモノナリ

明治 年

裁判所

月 日

書記 某

印

書式甲第十六號

(民訴一二九、一三〇、一三一、一三二、一三三、一三五、一三六)

訴訟提起後和解調書

縣府 郡市 町村 番職

原告 某

縣府 郡市 町村 番職

被告 某

當事者ハ明治 年 月 日ノ(ハ)第

號訴狀ニ記載セル請求ニ付キ明治

年 月 日 午 時 當 地 方 裁 判

所 部ニ出頭

裁判長 判事 某

判事 某

判事 某

書記

某

列席左ノ如ク和解ヲ爲シタリ

請求金

利子金

合計金

内

明治 年 月 日 支拂

宛明治 年 月 日ヨリ毎 年 拂

金 原告拋棄

被告支拂期日ニ至リ右金額ノ支拂ヲ爲サハル

トキハ原告ハ直チニ一時皆濟ノ執行ヲ求ムル

コトヲ得

訴訟費用ハ

右調書ハ當事者ニ 閱 覽 セ カ シ メ シ 處 當 事 者 ハ 之

ヲ承諾セリ

明治 年 月 日 裁判長判事

某

印

書記

某

印

地方裁判所
部

號年

書式乙第十六號

(民訴一二九、一三〇、一三一
一三二、一三三、一三五、一三六)

訴訟提起後和解調書

縣府 郡市 町村 番職

原告 某

縣府 郡市 町村 番職

被告 某

當事者ハ明治 年 月 日ノ(ハ)第

號訴狀ニ記載セル請求ニ付キ明治

年 月 日 午 時 地方

裁判所受命判事 某ノ面前ニ於テ左

ノ如ク和解ヲ爲シタリ

請求金

利子金

合計金

内

金

明治

年

月

日

支拂

金

宛明治

年

月

日ヨリ毎

月

年

金

原告抛棄

被告支拂期日ニ至リ右金額ノ支拂ヲ爲サ、ル

トキハ原告ハ直チニ一時皆濟ノ執行ヲ求ムル

コトヲ得

訴訟費用ハ

右調書ハ當事者ニ閱覽^聞セ^カシ^メセシ處當事者ハ之

ニヲ承諾セリ

明治 年 月 日 受命判事

某

印

書記

某

印

地方裁判所
部

號年

闕席口頭辯論調書

書式第十七號

(民訴二一九、一三〇、一三一、一三二、一四六、二四七)

號	右當事者間ノ明治	年	(八) 第
日午	事件ニ付キ明治	地方裁判所	年
后前			月
	縣府	郡	市
		町	村
	右	辯護士	代理人
	某	某	某
	縣府	郡	市
		町	村
	右	辯護士	代理人
	某	某	某
	縣府	郡	市
		町	村
	原告	某	某
	縣府	郡	市
		町	村
	被告	某	某
	縣府	郡	市
		町	村
	右	辯護士	代理人
	某	某	某
	縣府	郡	市
		町	村
	右	辯護士	代理人
	某	某	某

部ニ於テ原告

欠席被告

出頭

裁判長判事

某

判事

某

判事

某

書記

某

立會檢事

通事

列席

禁公 公開 開口頭辯論ニ於テ被告ハ訴訟關係ニ付キ

左ノ演述ヲ爲シ

原告ニ對シ欠席判決ノ言渡アラシコトヲ

欠席判決ヲ言渡シ其假執行ヲ宣言セラレンコ

トヲ 申立テタリ

此調書ハ被告ニ 閱 覽 開 セ カ シ メ シ 處 被告ハ之ヲ承

諾セリ

當地方裁判所ハ被告ノ申立ニ因リ原告ニ對シ

欠席判決ヲ 言渡シタリ 言渡シ其假執

行ヲ宣言シタリ

明治 年 月 日

裁判長判事

某

印

書記

某

印

書式第一
號ニ準ス

同上

同上

地方裁判所
部

號年

欠席判決原本

書式甲第十八號(民訴二四六二四七)

右原告ハ被告ニ對シ	縣府	縣府	縣府	縣府
	郡市	郡市	郡市	郡市
	町村	町村	町村	町村
	番身分	番身分	番身分	番身分
	職	職	職	職
	右辯 訟代 理人 某	被告	右辯 訟代 理人 某	原告

書式第十
一號ニ準
ス

同
上

同
上

同
上

ノ請求ニ付キ訴ヲ起シ明治 年 月

日午 時口頭辯論ノ期日ニ出頭セス

被告ハ明治 年 月 日ノ期日呼出

ニ應シ出頭ノ上欠席判決ヲ以テ原告ノ訴ヲ却

下セラレンコトヲ申立テタリ

當地方裁判所ハ民事訴訟法第二百四十六條及

第二百四十七條ニ依リ判決スルコト左ノ如シ

原告ノ訴ハ之ヲ却下ス

但訴訟費用ハ 之ノ負擔タルヘシ

檢事 立會

地方裁判所

裁判所長判事

某

印

部

同
上

同
上

明治 年 月 日

判事 某

印

判事 某

印

書式第十
一號
準

同
上

同
上

地方裁判所
部

號年

欠席判決原本

書式乙第十八號

(民訴二四六二四七
五〇二)

右原告ハ被告ニ對シ

縣府 郡市町 番身分 職

原告 某

縣府 郡市町 番身分 職

右 辯護士 訴訟代理人 某

縣府 郡市町 番身分 職

被告 某

縣府 郡市町 番身分 職

右 辯護士 訴訟代理人 某

ノ請求ニ付キ訴ヲ起シ明治 年 月
 日午 時口頭辯論ノ期日ニ出頭セス
 被告ハ明治 年 月 日ノ期日呼出
 ニ應シ出頭ノ上欠席判決ヲ以テ原告ノ訴ヲ却
 下シ且其假執行ヲ宣言セラレンコトヲ申立テ
 タリ
 當地方裁判所ハ民事訴訟法第二百四十六條、第
 二百四十七條及第五百二條第五號ニ依リ判決
 スルコト左ノ如シ
 原告ノ訴ハ之ヲ却下ス
 但訴訟費用ハ 原告ノ負擔タルヘシ
 此判決ハ假リニ執行スルコトヲ得

檢事

立會

地方裁判所

部

裁判長

某

印

明治 年 月 日

判事

某

印

判事

某

印

地方裁判所
部

號年

欠席口頭辯論調書

書式第十九號

(民訴一三九、一三〇、一三一、
一三二、一三四、一三六、一三八)

日 午 后前	時	地方裁判所	部	二
右當事者間ノ明治	事件ニ付キ明治	年	第	號
縣府	郡	市	町	村
原告	右	辯護士 訴訟代理人	某	番 身 分 職
縣府	郡	市	町	村
被告	右	辯護士 訴訟代理人	某	番 身 分 職
縣府	郡	市	町	村
原告	右	辯護士 訴訟代理人	某	番 身 分 職
縣府	郡	市	町	村
被告	右	辯護士 訴訟代理人	某	番 身 分 職

於テ
原告
出頭被告
欠席

裁判長判事
某

判事
某

判事
某

書記
某

立會檢事
通事
列席

禁公
公開
口頭辯論ニ於テ原告ハ訴訟關係ニ付キ

左ノ演述ヲ爲シ

被告ニ對シ欠席判決ノ言渡アラシコトヲ

欠席判決ヲ言渡シ其假執行ヲ宣言セラレンコ
トヲ申立テタリ

此調書ハ原告ニ讀聞カセ
閱覽セシメシ處原告ハ之ヲ承諾セリ

當地方裁判所ハ原告ノ申立ニ因リ被告ニ對シ

欠席判決ヲ言渡シタリ

行ヲ宣言シタリ

明治 年 月 日
裁判長判事
某 某
某 某

書記
某 某
某 某

書式第十
一號準

同上

同上

同上

地方裁判所
部

號年

闕席判決原本

書式甲第二十號 (民訴二四八)

爲メ出頭ノ上左ノ請求ヲ主張シ	右當事者間ノ事件ニ付原告ハ明治	右辯護士代理人 某	縣府 郡市 町村 番身分 職	被告	縣府 郡市 町村 番身分 職	右辯護士代理人 某	縣府 郡市 町村 番身分 職	原告	縣府 郡市 町村 番身分 職
----------------	-----------------	-----------	----------------	----	----------------	-----------	----------------	----	----------------

且被告ハ合式ノ呼出ヲ受ケ出頭セサルコトヲ
 證明シ被告ニ對シ闕席判決ノ言渡アラシ
 ヲ申立テタリ
 當地方裁判所ハ原告カ事實上ノ供述ハ被告ノ
 自白シタルモノト看做シ其請求ヲ至當ナリト
 スルヲ以テ民事訴訟法第二百四十六條及第二
 百四十八條ニ依リ判決スルコト左ノ如シ
 但訴訟費用原告ノ負擔タルヘシ

大甲二〇二〇號 (別紙二四八) 四十二

檢事

立會

地方裁判所

部

裁判長判事

某

印

明治年月日

判事

某

印

判事

某

印

書式第二十
一號二準
ス

同上

同上

地方裁判所
部

號年

闕席判決原本

書式乙第二十號

(民訴二四八、五〇二)

爲メ出頭ノ上左ノ請求ヲ主張シ	年 月 日 午後 時	右當事者間ノ事件ニ付原告ハ明治	郡市町 番身分 職	原告	郡市町 番身分 職	被告	郡市町 番身分 職	右辯護士代理人 某	右辯護士代理人 某	縣府	縣府	縣府	縣府
----------------	------------	-----------------	-----------	----	-----------	----	-----------	-----------	-----------	----	----	----	----

且被告ハ合式ノ呼出ヲ受ケ出頭セサルコトヲ
證明シ被告ニ對シ欠席判決ヲ言渡シ其假執行
ヲ宣言セラレンコトヲ申立テタリ
當地方裁判所ハ原告カ事實上ノ供述ハ被告ノ
自白シタルモノト看做シ其請求ヲ至當ナリト
スルヲ以テ民事訴訟法第二百四十六條第二百
四十八條及第五百二條第五號ニ依リ判決スル
コト左ノ如シ

但訴訟費用
ノ負擔タルヘシ

此判決ハ假リニ執行スルコトヲ得

檢事

立會

地方裁判所

部

裁判長 判事 某

印

明治 年 月 日

判事 某

印

判事 某

印

地方裁判所
部

號年

書式第二十一號

(民訴二八〇)

證據調期日通知書

縣府	郡市	村町	番職
原告	某		
縣府	郡市	村町	番職
被告	某		

右當事者間ノ 事件ニ付キ明治

年 月 日當地方裁判所ノ證據決定ニ依

リ明治 年 月 日午 時當地

方裁判所 部ニ於テ證據調可致候條此

旨及通知候也

地方裁判所

明治 年 月 日

書記 某

印

職年號

送達手数料

一金

合計金

證人呼出狀

原告

間ノ

被告

事件ニ關シ

明治 年 月 日

證據決定ニ依リ別紙表示ノ事實

ニ付キ證人トシテ訊問候條

明治 年 月 日 午前 午後 時

當地方裁判所へ出頭可致候

正當ノ理由ナクシテ出頭セ

サル時ハ民事訴訟法第二百

九十四條ニ依リ不參ニ因リ

生シタル費用ノ賠償及ヒ貳

拾圓以下ノ罰金ヲ言渡ス可

シ

明治 年 月 日

地方裁判所

裁判所

縣府

殿

書式第二十二號

(民訴一四四、一四五、一四六、一四七、一四八、一四九、一五〇、一五一、一五二、一五三、一五四)

受取人ノ署名捺印若シ能ハサルトキ拒ミタルトキ又ハ受取ラサルトキハ其事由

送達ノ年月日時

送達ノ場所

親族雇人營業使用人筆生代理人會社ノ首長等ニ送達シタルトキ又ハ市町村長ニ預置キタルトキ等ノ事由

右之通取扱候也

區裁判所執達吏

明治 年 月 日

某

印

縣府 郡市 村町 番

殿

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

證言スヘキ事實

書式第二十二號添附

表面ノ通

印

職年號

送達手數料

合計金

鑑 定 人 呼 出 狀

原告

間ノ

被告

事件ニ關シ

明治 年 月 日 證據決

定ニ依リ別紙表示ノ事項ニ付

キ鑑定人トシテ訊問候條

明治 年 月 日 午前 時

當地方裁判所へ出頭可致候

正當ノ理由ナクシテ出頭セ

サル時ハ民事訴訟法第三百

二十二條及第三百二十八條

ニ依リ不參ニ因リ生シタル

費用ノ賠償及貳拾圓以下ノ

罰金ヲ言渡ス可シ

明治 年 月 日 地方裁判所

縣府

裁判所

殿

書式第二十三號

(民訴一四四、一四五、一四六、一四七、一四八、一四九、一五〇、一五一、一五二)

受取人ノ署名捺印若シ能ハサルトキ拒ミタルトキ又ハ受取ラサルトキハ其事由

送達ノ年月日時

送達ノ場所

親族雇人營業使用人筆生代理人會社ノ首長等ニ送達シタルトキ又ハ市町村長ニ預置キタルトキ等ノ事由

右之通取扱候也

區裁判所執達吏

明治 年 月 日

某

印

地方裁判所 部

號 年

地方裁判所
部

年 號

書式甲第二十四號 (民訴一三九、一三〇、一三一)

證人訊問調書

府 郡 市 町 村 番 職

某

右ハ明治

年 (ハ) 第

號原告

被告

間ノ

事

件ニ付證人トシテ出頭セリ依テ偽證ノ罰ヲ諭
示シ別紙宣誓書ノ通宣誓セシメタル上後ニ訊
問スヘキ證人ノ在ラサル所ニ於テ訊問セリ
證人ノ供述ハ左ノ如シ

一 氏名
一 年齢
一 身分

證人ニハキ事

書式甲第二十四號

五十五

一 職業

一 住居

一 當事者ト親族又ハ後見等ノ關係

地方裁判所
部

號年

書式乙第二十四號

(民訴一三九、一三〇、一三二)

證人訊問調書

縣 府 郡 市 町 村 番 職

某

右ハ明治

年(ハ)第

號原告

被告

間ノ

事件ニ付證人トシテ出頭セリ依テ後ニ訊問ス
ヘキ證人ノ在ラサル所ニ於テ訊問ヲ終リタル
上僞證ノ罰ヲ諭示シ別紙宣誓書ノ通り宣誓セ
シメタリ
證人ノ供述ハ左ノ如シ

一 氏名

一 年 齡

一身分

一職業

一當事者ト親族又ハ後見等ノ關係

新入用開書

市番

書式第二十四號添附 (民訴三〇六、三〇七)

宣誓書

良心ニ從ヒ眞實ヲ述ヘ何事ヲモ黙秘セス又附
加セササリシルコトヲ誓フ

明治年月日

某

印

地方裁判所
部

號年

書式第二十五號

(民訴二二九、一三〇、一三一、
一三二、一三三、一三七)

鑑定人訊問調書

縣府 郡 市 町 村 番 職

某

右ハ明治

年(ハ)第

號原告

被告

間ノ

事

件ニ付鑑定人トシテ出頭セリ依テ偽證ノ罰ヲ
諭示シ且別紙宣誓書ノ通宣誓ヲ爲サシメタル
上訊問セシ所左ノ如ク供述ヲ爲シタリ

一 氏名

一 年齢

一 身分

一 職業

一 住居

一 當事者ノ親族又ハ後見等ノ關係

東京市伊豆野呂町

東京市伊豆野呂町

書式第二十五號添附(民訴三一九)

宣誓書

公平且誠實ニ鑑定人タル義務ヲ履行ス可キコ
トヲ誓フ

明治 年 月 日

某 印

地方裁判所
部

號年

書式第二十六號

(民訴二八七)

口頭辯論續行期日通知書

縣府 郡市 町村 番職

原告 某

縣府 郡市 町村 番職

被告 某

右當事者間ノ 事件ニ付キ明治

年 月 日 午 后前 時當地方裁判所ニ於

テ口頭辯論ヲ續行候條及通知候也

地方裁判所

明治

地方
裁判所

年 月 日

書記 某

印

縣府
郡
市
村町
番
殿

地方裁判所
部

號年

書式第二十七號

(民訴二六九)

準備手續呼出狀

縣府 郡市 村町 番 職
原告 某
縣府 郡市 村町 番 職
被告 某

右當事者間ノ 事件ニ付明治 年
月 日當地方裁判所ノ命シタル準備手
續ノ施行ヲ完結スル爲メ明治 年 月
日午 時當地方裁判所ニ出頭ス可シ
明治 年 月 日ノ期日ニ於テ原告
ノ提供ニ付キ作りタル調書ハ別紙謄本ノ通リ
ニ候條心得ノ爲メ之ヲ附與ス

明治

地方
年

月 日

地方裁判所

書記 某

印

地方裁判所
部

年 號

書式第二十八號

(民訴八四)

訴訟費用確定口頭申請調書

府 郡 市 町 村 番 職
原告 某

府 郡 市 町 村 番 職
被告 某

右當事者間ノ明治(ハ)第

號 事件ニ付キ 原告ハ出頭ノ上左ノ陳

述ヲ爲シタリ

原告ハ明治 年 月 日 地方

裁判所ノ執行力アル判決ニ因リ訴訟費用

ノ全部ヲ負擔ス可キ者ニ有之

候

明治二十九年... 五十七

依テ別紙訴訟費用計算調書并ニ疏明書類
 通提出候間右原告被告カ辨濟ス可キ訴訟費用額并
 ニ確定決定ノ費用額御確定相成度候也
 右調書ハ申請人承諾ノ上記名調印セリ

某 印

地方裁判所

明治 年 月 日

書記 某 印

地方裁判所 部

號 年

書式第二十九號 (民訴八四)

訴訟費用計算調書

一	金	鑑定人旅日費當
一	金	證人旅日費當
一	金	訴訟印紙代
ノ	如シ	裁判所ノ費用及ヒ立替金
號	右當事者間ノ明治	年(ハ)第
ノ	事件ニ付テノ	被告ノ訴訟費用ハ左
		原告
		被告
		縣府 郡市 村町 番 職
		縣府 郡市 村町 番 職

一金

小計金

執達吏ノ費用及ヒ立替金

一金

手數料

一金

立替金

一金

一金

小計金

其他ノ立替金

一金

一金

一金

小計金

總計金

右調書ハ申請人承諾ノ上記名調印セリ

某印

地方裁判所

明治年月日

書記

某印

地方裁判所
部

號年

書式第三十號 (民訴八五)

訴訟費用確定決定

縣府 郡市 町番 職

原告 某

縣府 郡市 町番 職

被告 某

右當事者間ノ明治 年(ハ) 第

號 事件ニ付キ明治 年 月

日當地方裁判所ノ執行力アル**判決**ニ因

リ原告カ提出シタル費用計算書ノ訴訟費用金

ハ原告ノ負擔ス可キモ

ト確定ス

地方裁判所 部

明治 年 月 日

裁判長 判事

某

印

判事

某

印

判事

某

印

浦盛 費田 瀬宮 忠家

縣 郡 市 町

番 職

書式第三十一號 (民訴四三一) (六十一)

訴訟記録送付請求書

書式第三十一號 (民訴四三一)

縣 郡 市 町

番 職

控訴人

某

縣 郡 市 町

番 職

被控訴人

某

右控訴人ハ明治 年 月 日 午 後 前

時 區裁判所明治

年

月

日ノ判決ニ對シ控訴狀ヲ提出致シ候ニ付本件

第一審ノ訴訟記録御送付有之度候也

地方裁判所

明治 年 月 日

書記

某

印

區裁判所

書記課御中

Blank space for the main body of the document, with faint vertical lines suggesting a ledger or table structure.

地方裁判所

號年

書式第三十二號

(民訴一二九、一三〇、一三一)

口頭辯論調書

縣府 郡市 町村 番職
控訴人 某

縣府 郡市 町村 番職
右 辯護士 代理人 某

縣府 郡市 町村 番職
被控訴人 某

縣府 郡市 町村 番職
右 辯護士 代理人 某

右當事者間ノ明治 年(八)第

號 控訴事件ニ付キ明治 年

月 日 午 時 地方裁判所

部ニ於テ

控訴人

被控訴人

出

頭

裁判長判事

某

判事

某

判事

某

書記

某

立會檢事

通事

列席

公開

口頭辯論ニ依リ左ノ通明確ニス

右調書ハ法廷ニ於テ關係人ニ

閱覽セカシメセシ處

六十三

ハ之ヲ承諾セリ

裁判長判事

某

印

明治年月日

書記

某

印

書式第十
一號二準
ス

同上

同上

地方裁判所
部

號年

判決原本

書式第三十三號

(民訴二三六、三三七)
四〇八

左ノ如シ	右當事者間ノ	右 辯護士 代理人 某	郡市 町村 番身分 職	縣府	郡市 町村 番身分 職	右 辯護士 代理人 某	郡市 町村 番身分 職	縣府	郡市 町村 番身分 職	控訴人 某	郡市 町村 番身分 職	縣府	郡市 町村 番身分 職
裁判所ハ檢事	控訴事件ニ付キ當地方									立會判決スルコト			

審式第十
一號二準

同上

判決主文

事實及爭點ノ摘示

理由

附
録
本

書
方
第
三
十
三
號
(
其
第
三
六
三
號
六
十
五
)

同上

同上

地方裁判所

裁判長

某
印

明治
年
月
日

判事

某
印

判事

某
印

部

地方裁判所
部

號年

判決正本

書式第三十四號

(民訴三三九、
四〇八)

左ノ如シ	右當事者間ノ	裁判所ハ檢事	立會判決スルコト
	控訴事件ニ付キ當地方		
	縣府	縣府	縣府
	郡市	郡市	郡市
	村町	村町	村町
	番身分	番身分	番身分
	職	職	職
	右辯護士代理人某	右辯護士代理人某	控訴人某
	被控訴人某		

(判決主文)

事實

理由

檢事

立會

地方裁判所

部

裁判長判事

某

明治年月日

判事

某

判事

某

原本ニ依リ此正本ヲ作ルモノナリ

地方裁判所

明治

年
地方
裁判所

月

日

書記

某

印

地方裁判所
部

號年

欠席口頭辯論調書

書式第三十五號

(民訴一二九一三〇、一三一)

月	號	右當事者間ノ明治	年	第	付	明治	地方裁判所
日	午	控訴事件ニ	年	(八)	キ	年	
後	前						
時							
		縣府	郡	市	町	村	番
			被控訴人	某			職
		縣府	郡	市	町	村	番
			右辯護士	某			職
			訴訟代理人				
		縣府	郡	市	町	村	番
			控訴人	某			職
		縣府	郡	市	町	村	番
			右辯護士	某			職
			訴訟代理人				
		縣府	郡	市	町	村	番
			右辯護士	某			職
			訴訟代理人				

部ニ於テ

控訴人

欠席被控訴人

出頭

裁判長判事

判事

某

判事

某

書記

某

立會檢事

通事

列席

禁公 開口頭辯論ニ於テ被控訴人ハ訴訟關係ニ

付キ左ノ演述ヲ爲シ

控訴人ニ對シ欠席判決ノ言渡アランコトヲ

欠席判決ヲ言渡シ其假執行ヲ宣言セラレン

コトヲ申立テタリ

此調書ハ被控訴人ニ閱覽シカメシ處被控訴人

ハ之ヲ承諾セリ

當地方裁判所ハ被控訴人ノ申立ニ因リ控訴人

ニ對シ欠席判決ヲ言渡シタリ

其假執行ヲ宣言シタリ

明治年月日

裁判長判事 某

印

書記 某

印

書式第十
一號ニ準
ス

同
上

治 年 月 日 午 前 時 口 頭 辯 論

ノ 期 日 ニ 出 頭 セ ス

被 控 訴 人 ハ 明 治 年 月 日 ノ 期 日

呼 出 ニ 應 シ 出 頭 ノ 上 欠 席 判 決 ヲ 以 テ 控 訴 ヲ 棄

却 セ ラ レ シ コ ト ヲ 申 立 テ タ リ

當 地 方 裁 判 所 ハ 民 事 訴 訟 法 第 四 百 二 十 八 條 ニ

依 リ 判 決 ス ル コ ト 左 ノ 如 シ

控 訴 人 ノ 訴 ハ 之 ヲ 棄 却 ス

但 訴 訟 費 用 ノ 負 擔 タ ル ヘ シ

檢 事 立 會 地 方 裁 判 所 裁 判 長 判 事 某 印

六 月 廿 九 日 裁 判 長 判 事 某 印

同
上

同
上

明 治 年 月 日

判 事 某 印

判 事 某 印

書式第十
一號
ス

同上

同上

地方裁判所
部

號年

書式乙第三十六號 (民訴四二八)

(七十二)

區裁判所ノ判決ニ對シ明治	年	月	日	右 控 訴 人	被 控 訴 人	右 辯 護 士	右 辯 護 士	對 訴 人	身 份 證 明 書	出 席 判 決 原 本	
				ハ 明 治	某	某	某	某	某	某	某
				年	縣 府 郡 市 村 町 番	縣 府 郡 市 村 町 番	縣 府 郡 市 村 町 番	縣 府 郡 市 村 町 番	縣 府 郡 市 村 町 番	縣 府 郡 市 村 町 番	縣 府 郡 市 村 町 番
				(ハ) 第	職	職	職	職	職	職	職

右 控 訴 人 ハ 明 治 年 (ハ) 第 號

區 裁 判 所 ノ 判 決 ニ 對 シ 明 治 年 月 日

審式第十
一號二條

同上

月 日 午後 前 時 口頭辯論ノ期日ニ出

頭セス

被控訴人ハ明治 年 月 日ノ期日

呼出ニ應シ出頭ノ上欠席判決ヲ以テ控訴ヲ棄

却シ且其假執行ヲ宣言セラレンコトヲ申立テ

タリ

當地方裁判所ハ民事訴訟法第四百二十八條及

第五百二條第五號ニ依リ判決スルコト左ノ如

シ

控訴人ノ訴ハ之ヲ棄却ス

但訴訟費用ハ 之ノ負擔タルヘシ

此判決ハ假リニ執行スルコトヲ得

檢事

立會

地方裁判所 部

裁判長判事 某 印

判事 某 印

判事 某 印

明治 年 月 日

同上

同上

地方裁判所
部

號年

書式第三十七號 (民訴八四)

訴訟費用確定口頭申請調書

縣府 郡市 町村 番職

控訴人 某

縣府 郡市 町村 番職

被控訴人 某

右當事者間ノ明治 年(ハ)第

號 控訴事件ニ付 人ハ出頭ノ

上左ノ陳述ヲ爲シタリ

人ハ明治 年 月 日

控訴院ノ執行力アル判決ニ因リ訴訟費用

ノ全部ヲ負擔ス可キ者ニ有之

候

依テ別紙訴訟費用計算調書并ニ疏明書類
 通提出候間右 人カ辨濟ス可キ訴訟費用
 額並ニ確定決定ノ費用額御確定相成度候也

地方裁判所

明治 年 月 日

書記

某

印

某

印

書式第三十八號 (民訴八四) (七十五)

地方裁判所 部

號 年

書式第三十八號 (民訴八四)

訴訟費用計算調書

縣府	郡市	町村	番	職
縣府	郡市	町村	番	職
被控訴人	某			
右當事者間ノ明治	年	(八)	第	號
控訴事件ニ付テノ				人ノ
訴訟費用ハ左ノ如シ				
裁判所ノ費用及ヒ立替金				
訴訟印紙代				
證人	旅日	當		
鑑定人	旅日	當		
金				
金				
金				

明治 年 月 日	地方裁判所	書記	某	印	右調書ハ申請人承諾ノ上記各調印セリ	某	印	一金	一金	一金	一金	一金	一金	小計金	總計金
-------------------	-------	----	---	---	-------------------	---	---	----	----	----	----	----	----	-----	-----

小計金	其他ノ立替金	立替金	手数料	執達吏ノ費用及ヒ立替金	小計金	一金	一金	一金	立替金	手数料	立替金	立替金	立替金	立替金	立替金
-----	--------	-----	-----	-------------	-----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

地方裁判所
部

年 號

書式第三十九號 (民訴八五)

訴訟費用確定決定

訴訟費用確定決定	縣府 郡市 町村 番職	縣府 郡市 町村 番職	被控訴人 某	右當事者間ノ明治	年(ハ)第	年	號	控訴事件ニ付キ明治	年	月 日	控訴院ノ執行力アル	判決	因リ	人カ提出シタル費用計算書ノ訴訟	費用金	ハ	人ノ負擔	ス可キモノト確定ス	地方裁判所
----------	-------------	-------------	--------	----------	-------	---	---	-----------	---	-----	-----------	----	----	-----------------	-----	---	------	-----------	-------

明治 年 月 日

裁判長判事某

判事某

判事某

印

印

印

書式第四十號 (民訴四三一)

訴訟記錄返還書

一 冊

右明治 年 月 日御送付ニ相成候

訴訟記錄別紙判決謄本相添及返還候也

地方裁判所

明治

年 月 日

區裁判所

書記

某

印

書記課御中

訴訟記録送付書

冊

右ハ明治 年 月 付ノ御請求ニ因
リ及送付候也

明治 年 月 日
地方裁判所 書記 某 印



控訴院
書記課御中

書式第四十一號 (民訴四三一)

書目

書目

書目

書目

日

書目

書目

書目

書目

書目

書目

書目

書目

書目

書目

書目

書目

八十

